



追加オプション

下記の内容は商品の概要です。詳細は別冊P1以降の「あらし」をご参照ください。

携行品

ホールインワン

大家さん賠償

携行品

ホールインワン

大家さん賠償

- 身の回りのさまざまな事故を補償するオプションメニューです。
- 優々セット** に加入することが必要です。ご家族はご加入できません。

加入できる方



携行品損害オプション

改定

補償内容	このようなときに補償されます	保険金額	月額保険料				
携行品損害	外出中において、被保険者*が携行しているその 被保険者所有 の身の回り品に損害(盗難・破損・火災などの偶然な事故)が生じた場合再調達価額(新価)で補償 1個、1組、1対10万円限度(通貨等は1回の事故につき5万円限度) 保険期間を通じて保険金額が限度となります。	保険期間を通じて 20万円(新価払) (自己負担額: 1事故3,000円)	<table border="1"> <tr> <td>本人型</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>家族型</td> <td>250円</td> </tr> </table>	本人型	160円	家族型	250円
本人型	160円						
家族型	250円						

●保険金額を30万円から20万円に改定しました。

- ※被保険者は、本人型の場合は組合員本人、家族型の場合は、組合員本人、配偶者および組合員本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。詳細は別冊P26をご参照ください。
- ※Apple製品の修理については、原則、Apple正規店(Appleストア、Apple正規サービスプロバイダ)でお取付ください。
- ①補償対象外となる主な「携行品」(詳細は別冊P23をご参照ください。)
 - 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボート・カヌーを含む)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品
 - 自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウィンドサーフィン・ラジコン模型・無人機(ドローン)およびこれらの付属品

- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- 動物および植物
- 株券、有価証券(小切手等は除く)、印紙、切手その他これらに類する物
- 預金証書または貯金証書(通帳、キャッシュカードを含む)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ②携行品1個、1組、1対について損害の額が10万円を超えるときは**10万円が限度となります。(通貨等は1回の事故につき5万円が限度)**
- ③盗難については警察への届出が必要となります。(紛失・置き忘れはお支払いの対象となりません。)
- ④汚れ・キズ等機能に支障のない外観上の損傷はお支払いの対象となりません。
- ⑤他人から借りたものについては対象となりません。

総合医療保障プランの「案内

基本セット

追加オプション

単品コース

契約概要

ホールインワン・アルバトロス費用オプション

改定

補償内容	このようなときに補償されます	保険金額	月額保険料									
ホールインワン・アルバトロス費用 (日本国内のみ)	ホールインワン・アルバトロスを達成した場合(贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、記念植樹費用等)実際に支出した額を保険金額を限度にお支払いします。	<table border="1"> <tr> <td>いづれかを選択</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70万円</td> </tr> </table>	いづれかを選択	30万円		50万円		70万円	<table border="1"> <tr> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>290円</td> </tr> <tr> <td>410円</td> </tr> </table>	180円	290円	410円
いづれかを選択	30万円											
	50万円											
	70万円											
180円												
290円												
410円												

被保険者は組合員本人のみとなります。

- 対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、アマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限りします。
- 免責金額(自己負担額)はありません。
- 同伴競技者および同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー(ゴルフコンペ参加者を含む。)等)の目撃が必要となります。

「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、**達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。**

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいづれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊P11をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

大家さんへの賠償責任

補償内容	このようなときに補償されます	保険金額	月額保険料
借家人賠償 (日本国内のみ)	賃貸中のマンション・アパート等が火災・破裂・爆発・水ぬれ・その他偶然な事故により損壊した場合、大家さんに対する賠償責任を補償します。	2,000万円 (1事故あたりの限度額) (自己負担額なし)	450円
修理費用 (日本国内のみ)	火災、落雷、台風、盗難などの偶然な事故で賃貸中のマンション・アパート等に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて入居者が修理した場合の修理費用を補償します。主要構造部(壁・はり・床など)や居住者が共同で利用する部分(ロビー、昇降機等)は対象外です。	100万円 (1事故あたりの限度額) (自己負担額:1事故3,000円)	

組合員本人のお住まいが対象となります。「別居の未婚のお子さまのお住まいを対象とする」場合、**ステップ☆キッズ**の一人暮らしオプションにご加入ください。

- ①生協届出住所(加入申込票記載住所)
- ②組合員の単身赴任先住所
- ③上記以外で組合員が居住している住所(②・③は加入申込票に住所の記入が必要)